

# 玉野市地域応援商品券「ニコニコ応援券」事業実施要項

9月から利用が開始した子育て世帯応援商品券に続く〈第2弾〉として、この度配布対象を全市民に広げ、地域の加盟店で活用できる商品券事業を実施いたします。この商品券を今年11月から一定期間、市内の店舗で利用していただくことで、新型コロナウイルス感染症経済対策を行ってまいりたいと考えています。

つきましては本商品券を取り扱っていただける店舗を募集しますので、以下の事業概要、募集内容をご確認の上、参加についてご検討くださいますようお願いいたします。

令和2年9月 玉野市商店団体連合会

## 1 事業概要

### <玉野市地域応援商品券「ニコニコ応援券」事業>

- 通用期間 令和2年11月1日(日)～令和3年2月28日(日)(予定)
- 発行総額 約3億円
- 配布対象 基準日(令和2年10月1日)に本市在住の全市民/約58,500人
- 発行額面 5,000円(500円×10枚綴り)/市民1人あたり
- 配布日 令和2年10月下旬～順次配布(玉野市から世帯ごとに配布:11月末までには全市民へ配布完了予定)

### 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料等)
- (2) 国・地方公共団体等への支払い(税金、国民健康保険料、電気・ガス・水道料金、公営ギャンブル等)
- (3) 有価証券、金券、宝くじ、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、その他事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- (6) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一維持預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- (9) 特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品の交換又は売買

※その他、定めのないものについては市商店団体連合会事務局に確認し、指示に従うこと

## 2 募集内容

- 参加資格 玉野市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、玉野市内の店舗等に限り商品券を利用することができるもの。  
ただし、次の事業者は除く。
- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っているもの
  - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
  - (3) **商品券の利用対象にならないもの**に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
  - (4) 玉野市暴力団排除条例(平成24年玉野市条例第3号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
  - (5) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当するものがあるもの
- 参加登録料 なし
- 募集期間 原則令和2年10月1日(木)～10月15日(木)  
※ただし期限後も随時募集致します。
- 申込方法 **ニコニコ応援券取扱店舗申込書**をご記入の上、原則、地域商店会代表店(※別表1)にお申込みください。  
※中規模・大型店及び商店会に加盟していない地区の店舗は、下記の事務局へ直接お申し込みください。
- 換金方法 『換金方法マニュアル』をお申込後、お渡しします。
- 換金手数料 なし
- 店舗の責務等 次に掲げる事項を遵守してください。
- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう事務局が配布する掲示ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
  - (2) 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認すること。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに玉野商工会議所へ報告すること。
  - (3) 各取扱登録店において、本商品券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、利用者が認識できるように明示してください。
- 留意事項
- ◇取扱店の登録及び脱退は、お電話では受付できません。
  - ◇登録後、途中解除はできません。
  - ◇本商品券は、釣り銭は支払われません。  
(商品券面額以下の利用であってもおつりは渡さないでください。)
  - ◇不足分は現金等で受け取って下さい。
  - ◇盗難・紛失・滅失に対して、玉野市、玉野市商店団体連合会は責を負いません。

■その他

◇取扱店舗は、玉野市及び玉野商工会議所ホームページ、チラシのQRコードより  
随時更新により周知します。

※「広報たまの12月号」に折り込みチラシを入れ取扱店舗を周知する予定です。

◇申込書は、玉野市並びに玉野商工会議所ホームページからダウンロードできます。

◇取扱店舗には、対象店舗周知のためのポスター等を後日配布します。

■申込・問合せ 玉野市商店団体連合会事務局（玉野商工会議所内）

住所：玉野市築港1-1-3（産業振興ビル4F）

受付時間：9：00～17：00（土日祝・年末年始は休）

専用ダイヤル：0863-21-2345（0863-33-5010）

FAX：31-5558 URL：<http://www.tamanocci.jp/>

<注意！>子育て応援券は観光協会が事務局ですが、本事業は玉野商工会議所が事務局となりますので、申込み・問合せ先にご留意ください。

【別表1 地区別申込先】

地区	所属商店会	連絡先（担当者、住所、電話番号）		
田井	田井商工会	にぶのでんき（二部野）	田井 5-46-2	31-6811
築港	築港商店会	コットンショップもめん畑（福原）	築港 1-11-20	21-2825
宇野	宇野商店会	榎岡萬【藤原米穀店】（岡）	宇野 2-16-11	31-5050
玉	玉商店会	玉商店会駐車場協同組合	玉 2-22-11	31-6456
東児	東児商店会	岡山南商工会東児支所（岡本）	胸上 2636-2	41-1334
ショッピングモールメルカ	メルカ専門店	メルカ事務局（深田）	宇野 1-38-1 2F	33-9500
上記以外の地区 及び中規模・大型店	玉野市商店団体連合会	玉野商工会議所	築港 1-1-3	33-5010